

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省関係省令の整備等に関する省令について（概要）

1. 背景

我が国の海事産業の基盤強化を図るため、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 43 号）が令和 3 年 5 月 21 日に公布されたところ、同法による船員法（昭和 22 年法律第 100 号）及び船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、船員の働き方改革を実現するため、国土交通省関係省令について改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）の一部改正

①雇入契約の成立等の届出主体（第 18 条～第 20 条）

雇入契約の成立等の届出主体を船長から船舶所有者に改めることとする。

②海員名簿の記載（第 10 条第 2 項・第 3 項）

船長に義務付けられていた船員に対する海員名簿の提示・確認を不要とし、船長に対し海員名簿に雇入契約の内容を記載させるのみとする。

③労務管理記録簿（第 45 条第 1 項・新設）

記録簿の書式を定め、記録簿の備置き期間を 5 年間（※）とする。

④労働時間の状況の把握（第 45 条の 2）

労働時間の状況の把握の方法は、電子計算機による作業の開始及び終了の記録、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

⑤労務管理責任者の業務及び船舶所有者が講ずべき措置（新設）

（イ）労務管理責任者が管理する船員の労務管理に関する事項は以下のとおりとする。

- ・改正船員法第 67 条第 1 項の記録簿の作成及び備置き
- ・船員の労働時間の状況の把握
- ・船員の健康状態の把握
- ・船員からの相談への対応

（ロ）船員の状況に鑑み船舶所有者が講ずる措置を定める。

（ハ）船舶所有者は、同条第 2 項の措置を講ずるときは、船員の健康状態その他の実情について医師の意見を聴くことができるものとする。

⑥操練等及び航海当直の交代に係る時間の取扱い（第 42 条の 9）

防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業及び航海当直の交代のために必要な作業については、労働時間に含まれるものとして船員法上の労働時間に関する規定を適用することとしたことに伴い、これらの作業について、従事することができる時間を定める。

⑦労務関係書類の保存期間（第 10 条第 5 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 42 条第 2

項)

給料その他の報酬の債権に係る消滅時効が5年に延長されたこと等に伴い、海員名簿、雇入契約の成立時の書面、報酬支払簿の備置き期間を3年から5年(※)に延長することとする

⑧各証明書等への旧姓併記(第10条、第11条、第38条)

多様な働き方の実現のため、船内に備え置くべき書類(海員名簿、航海日誌)及び証明書(船員手帳)の書式(証明書の交付等に係る申請書も含む。)において、希望する者に対して旧姓の併記を可能とする措置を行うこととする。

⑨その他所要の改正を行うこととする。

(※)ただし、改正船員法附則第3条において給料その他の報酬(退職手当を除く。)の債権に係る消滅時効が当分の間3年間とされたことに伴い、労務関係書類の備置き期間についても当分の間3年間とする。

(2) 船員職業安定法施行規則(昭和23年運輸省令第32号)の一部改正

①求人申込みを不受理の対象となる場合(新設)

求人申込みの不受理の対象となる場合を定める。

②労働契約締結時の労働条件等の明示(新設)

求人者が求職者との労働契約の締結に際して求人申込時に明示した従事すべき業務の内容等を明示しなければならない場合を定める。

③求人の申込時及び労働契約締結時に書面等で明示すべき事項(第4条第3項)

求人の申込時及び労働契約締結時に書面等で明示しなければならない事項を追加する。

④無料の船員職業紹介事業者に係る欠格事由(新設)

心身の故障により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行することができない者を定める。

⑤役員が法定代理人が法人である場合における船員派遣事業の許可申請に係る必要書類(第25条第2項)

役員が未成年者である法人又は未成年者の個人が船員派遣事業の許可申請を行う際に、当該未成年者の法定代理人が法人である場合の必要書類を定める。

⑥船員法の適用に関する特例(新設)

船員の状況に鑑み船舶所有者が講ずる必要がある措置を定める。

⑦その他所要の改正を行うこととする。

(3) 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和37年運輸省令第43号)等の一部改正

(1) ⑧と同様に、下記に掲げる船員法に基づく証明書の様式(証明書の交付等に係る申請書も含む。)において、希望する者に対して旧姓の併記を可能とする措置を行うこととする。

①船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和37年運輸省令第43号)

②救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)

③船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）

3. スケジュール

公 布 日：令和4年1月

施 行 日：令和4年4月

令和5年4月※2.（1）⑥のみ